

令和6年度 地域歳末たすけあい事業助成要項

1. 地域歳末たすけあい事業助成とは

歳末時期に実施する地域住民の交流や地域福祉を考える場づくりを支援することを目的に、歳末たすけあい募金の配分金を財源として助成を行うものです。

2. 助成対象団体

西区内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会

3. 対象期間

10月1日から翌1月31日までに開催される事業（1事業のみ）

4. 助成金額

参集範囲の世帯数によって助成上限額が異なります。

世帯数	200未満	200～	400～	600～	コミュニティ協議会 地区社会福祉協議会
助成上限	20,000円	40,000円	60,000円	80,000円	100,000円

※当年度募金が財源のため、実際に集まった募金総額より申請総額が上回った場合は、助成金額を調整させていただきますので予めご了承をお願いします。

5. 助成対象経費

消耗品費、会場費、機材等賃借料、広報費、食材費、講師等謝礼（1組1万円が上限）、行事用損害保険料、飲食物（参加者1人あたり500円が上限）

6. 助成の対象外

以下の事業・費用は、助成の対象外となります。

- ・特定の人のみを対象とする事業
- ・新潟市外で開催する事業
- ・備品の購入費（消耗品でないものは全て）
- ・日帰り温泉等の入浴料、入館料等
- ・講師等以外への現金・金券類
- ・アルコール飲料、ノンアルコール飲料類の購入費
- ・打ち合わせ会、事前準備、反省会のための飲食物等
- ・申請金額以上の助成交付金を示した金額
- ・関係者のお手伝い等の日当・手当費用

7. 助成条件

- ・募金財源の「歳末たすけあい事業」として、相応しい事業にしてください。
（例：もちつき大会、クリスマス会等）
- ・地域住民全てが参加しやすい事業とし、広報案内をしてください。
（年齢、性別、障がいの有無などに関係なく誰もが参加しやすい事業）
- ・案内チラシ、会場等に『歳末たすけあい募金が財源であること』『西区社会福祉協議会 歳末たすけあい事業』と必ず明記・掲示し、当日募金箱の設置をしてください。

8. 申請から交付までの流れ

①申請書の提出 ※事業実施日によって申請締切日が異なりますのでご注意ください。

事業実施日	申請書提出締切（必着）
令和6年10月 1日～令和6年11月20日	令和6年 8月30日
令和6年11月21日～令和7年 1月31日	令和6年10月31日

②報告書の提出（事業実施後、概ね1ヶ月以内）

③助成金交付（報告書受付後、年度内交付）

9. 提出していただくもの

①申請時

- ・歳末たすけあい事業助成申請書 **様式1**
- ・案内文書（チラシ）、当日のプログラム等 ※申請時の提出が難しい場合は、報告時に提出

②報告時

- ・歳末たすけあい事業実施報告書 **様式2 ※申請受付後送付**
- ・レシートや領収書は、A4用紙に重ならないように貼り付けてください。添付するレシートや領収書は、助成対象額分があれば全てを提出する必要はありません。ただし、領収書等の不備により、添付以外の領収書の提出をお願いすることがありますので、他の領収書等についても大切に保管してください。
- ・当日の様子が見える写真を2、3枚、A4用紙に貼り付けて提出してください。プリンター印刷も可です。
※会場に設置した『西区社会福祉協議会 歳末たすけあい事業』の掲示等の写真は、必須です。
- ・助成金振込の銀行通帳のコピー（銀行・支店名・口座番号・口座名義のわかるもの）
※個人口座ではなく、団体口座にしてください。

※様式は、西区社会福祉協議会ホームページ「各種様式ダウンロード」のページからもダウンロードできます。

10. 留意していただくこと

- ・歳末たすけあい募金の配分金を財源としていますので、事業名や内容が相応しくない場合は、見直しをしていただく場合があります。
- ・他の補助金、助成金（新潟市や社会福祉協議会など）との併用はできません。
- ・備品購入費（サンタクロース衣装、ゲーム用具、歳末事業以外にも使用可能なもの等）は対象となりません。
- ・講師等へ謝礼を渡す際は、領収書（様式自由）に記名・捺印をお願いしてください。
- ・行事用損害保険に加入してください。（ボランティア行事用保険等）

西区社会福祉協議会

電話：025-211-1630

FAX：025-211-1631

〒950-2054

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号(西区役所健康センター棟1階)